

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	上下水道局 料金課
指 摘	<p>超過勤務手当の支給において、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。</p> <p>(ア) 同一週を超えた週休日の振替を行った結果、1週間の勤務時間が38時間45分を超えて勤務した時間について、超過勤務手当25/100が支給されておらず、過小支給となっていた。</p> <p>(イ) 週休日に行った7時間30分の勤務について、4時間の勤務時間の割振り変更を行ったことにより、休憩時間45分を除いた2時間45分は超過勤務手当の対象となるが、その支給割合は125/100とすべきところ、週休日の支給割合135/100としたことで、過大支給となっていた。</p>
措 置 状 況	<p>令和5年11月中に、(ア) 過小支給されていた分及び(イ) 過大支給されていた分を訂正し、令和5年12月15日支給分の給与で調整した。</p> <p>また、職員に対し、週休日の振替制度について周知した。</p> <p>今後、合議者・所属長が超過勤務実績の確認を行うとともに、システム入力内容の最終的なチェックを行うことで再発防止に努め、「富山市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例」及び「富山市職員の給与に関する条例」に基づき、適正な事務処理を行ってまいりたい。</p>